

ユニーク経営表彰制度

1 目的

働き方改革の推進等に関するユニークな取組を行っている事業者を表彰し、当該事業者が行うユニークな取組を広く周知することにより、寝屋川市の区域内の事業者の働きやすい職場づくりに対する意識の醸成を図ります。

2 募集期間

令和6年8月30日(金)～9月30日(月)まで

3 表彰の種類及び対象

(1) 表彰の種類

■市長賞…事業者が行っている働き方改革の推進等に関するユニークな取組について、優秀であると認められるもの。

■特別賞…事業者が行っている働き方改革の推進等に関するユニークな取組について、表彰するに値すると認められるもの。

(2) 表彰の対象

働き方改革の推進等に関して、以下に掲げる事項のいずれかについてユニークな取組を行っていること。

ア 所定外労働の削減に関すること。

イ 年次有給休暇の取得促進に関すること。

ウ 時間や場所にとらわれない柔軟な働き方に関すること。

エ 福利厚生の実施に関すること。

オ アからエまでに掲げるもののほか、働き方改革の推進に関すること。

4 表彰の方法(予定)

- ・ 表彰状の授与
- ・ 副賞贈呈 ①賞金〔市長賞 10 万円、特別賞3万円〕
②表彰盾(ロゴマーク・社名入り)
- ・ その他、ロゴマークの使用、企業PR支援、補助金の補助率・上限引

上げ(市長賞受賞事業者に限り、特定の補助金の一部メニューのみ)が受けられます。

※ 表彰式を開催予定(令和7年1月下旬)です。

5 ロゴマーク



寝屋川市ユニーク経営賞

UniqueManagement Award
NEYAGAWA

6 その他

表彰は、原則として3年ごとに行います。